

全国埋文協会報

No. 96

発行 全国埋蔵文化財法人連絡協議会

編集 (公財)兵庫県まちづくり技術センター 埋蔵文化財調査部
〒675-0142 兵庫県加古郡播磨町大中1丁目1番1号
(兵庫県立考古博物館内)

平成30年度研修会 会長法人挨拶

全国埋蔵文化財法人連絡協議会会長法人
公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター

平成30年度全国埋蔵文化財法人連絡協議会研修会の開催に当たり、会長法人として一言ご挨拶申し上げます。

本日は、全国から多数の法人の皆様にご参加いただき、厚く御礼申し上げます。

今年度は、大阪府北部地震、西日本豪雨、あいついで上陸した台風、北海道胆振東部地震など自然災害が続き、不幸にも犠牲になられました方には慎んでお悔やみ申し上げます。また、被害を受けられました多くの方々にも、心からお見舞い申し上げます。

なお、東日本大震災の復旧・復興に係る埋文発掘調査のための財団法人職員の派遣は、関係法人のご協力によりまして、今年度は、福島県文化振興財団様に5名の専門職員が派遣されております。関係の皆様のご尽力に、心より感謝申し上げます。

さて、当協議会では、去る9月3日、全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会とともに、文化庁に対し、恒例の要望活動を行いました。残念ながら宮田長官にはお会いできませんでしたが、中岡次長、山崎文化財部長など関係者に面会しました。

当協議会からは、「都道府県による支援」、「発掘調査経費の原因者負担の堅持」、「専門職員の人材確保と育成」、「デジタル環境の標準化を統一的に進める施策」の4項目を要望いたしました。

これに対し文化庁からは、都道府県と法人はよく連携し、一緒に取り組んで欲しい、文化庁として後押しできるところは協力する、原因者負担は、長年運用している重要な原則として引き続き運用していきけるよう努める、専門職員の人材確保と育成は、学生等に対する埋蔵文化財保護行政に関する説明会や初任者対象の基礎講座などを行っており、研修制度についても文化財保護法改正と関連

させて検討し、人材確保に努めたい、デジタル技術についても重要であり、報告書も刊行した、一緒に考えていきたい、などの回答がありました。

また、皆様ご承知のように、文化財保護法の一部改正の法案が成立し、来年4月から施行されることとなりました。10月1日付けで文化庁の組織改正が行われ、埋蔵文化財部門は、文化財第二課の所属となりました。埋文部門では、来年度から地域の文化財保護行政の中心的な役割を担う埋文専門職員の養成研修を実施すべく、検討が進められています。

ところで、各法人は、近年、発掘調査事業量の見通しの不安定さ、財政基盤問題、人材の確保、原因者負担のあり方、民間調査機関の参入などの諸課題に直面するなど厳しい状況にあり、各地の情報や意見を知ることができるこの研修会は、大変有意義なものと考えます。

皆様には、本研修会や各ブロックでの会合などを活用していただき、情報や意見の交換を積極的に行い、それぞれの業務に生かし、法人のより健全な運営と文化財保護の実を上げていただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、今回の研修会に際し、基調講演をいただく、国立歴史民俗博物館の工藤雄一郎先生や各部会の先生方、開催担当法人としてご尽力いただいている公益財団法人千葉県教育振興財団の平林理事長様はじめ皆様方に、厚く御礼を申し上げますとともに、2日間が有意義な研修会となりますことを祈念いたしまして、挨拶といたします。

平成30年10月25日

公益財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター
常務理事・事務局長 磯野 浩光

平成30年度研修会 概要

平成30年度全国埋蔵文化財法人連絡協議会研修会が以下の内容で開催された。

- 1 日時：10月25日（木）13:30～17:00
10月26日（金）8:30～12:00
- 2 場所：ホテルポートプラザちば
（千葉県千葉市中央区）
- 3 開催法人：（公財）千葉県教育振興財団
- 4 参加者：34法人69名
- 5 内容

（1）10月25日（木）

○基調講演

演題：「縄文時代の集落生態系 ―縄文人は植物を栽培したのか― 9

講師：工藤雄一郎
（国立歴史民俗博物館 准教授）

要旨：3頁に掲載

○分科会研修

・管理部会

演題：「同一労働同一賃金への対応9

講師：徳永康子
（社会保険労務士法人ハーモニー 代表社員）

要旨：4頁に掲載

・調査部会

演題：「千葉県の低地遺跡の調査―市川市道免き谷津遺跡の事例を中心として―」

講師：蜂屋孝之
（公益財団法人千葉県教育振興財団文化財センター 調査第一課長）

要旨：5頁に掲載

（2）10月26日（金）

- 千葉市立加曽利貝塚博物館・発掘現場
- 千葉県立中央博物館 視察



会長法人挨拶



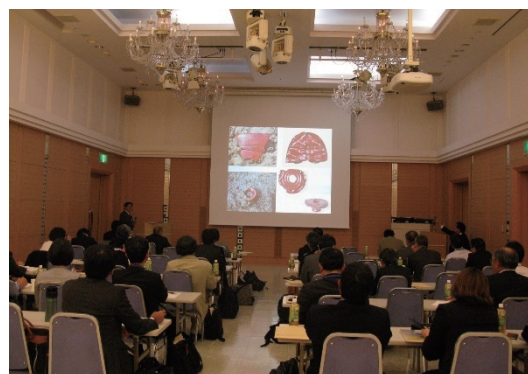
基調報告



管理部会



会場



調査部会

平成 30 年度研修会 基調講演
「縄文時代の集落生態系 ―縄文人は植物を栽培したのか―」
工藤 雄一郎（国立歴史民俗博物館准教授）

（要旨）

1 縄文時代の植物利用

1980年代以降の大規模開発にともなう、縄文時代の低湿地遺跡の発掘調査事例が急速に増加し、植物質資料が豊富になった。日本列島の生態系の違いごとに縄文人の植物利用の実態も異なっており、植物利用の知識も高度であることが分かってきた。

（1）木の実の利用

木の実の利用に関する時期差や地域性があることが分かってきた。西日本はドングリ類、なかでもイチイガシを、東日本はクリを好んだ。ともにアク抜きが不要で、生食可能である。また、後期以降にはトチノキが組織的に利用され始める。トチノキには強いアクがあるため、食用にするには、皮むき、水さらし、灰汁での煮沸などの多工程の技術が必要である。実際に、低湿地からアク抜きのための木組遺構等の加工場が検出される事例も増えてきた。

資源の貯蔵については、竪穴住居での乾燥貯蔵、穴蔵での一時保存、低湿地における水漬けの一時保存など、様々なあり方がうかがえる。佐賀県東名遺跡では、湿地から貯蔵穴と編みかごが出土しており、ドングリをカゴに入れて、短期的な水さらしを行ったものと考えられる。

（2）鱗茎類の利用

鱗茎をつくる食用植物にはいくつかの種類があり、炭化して土器片に付着した状態で出土することが多い。種の特定は非常に困難であるが、走査型電子顕微鏡による鱗茎細胞の観察など、確実な同定方法が開発されつつある。

（3）木材の利用

緻密で硬く粘りのあるイヌガヤを弓に、均質で柔らかいトチノキを剝物にするなど、木の性質を見抜き、用途に適した樹種を選択していることも分かってきた。

（4）縄文時代の植物利用の基本

多種多様な野生植物を、豊富な知識と高度な技術を使って、有用化し貯蔵しており、栽培・管理の有無やその程度も研究対象となっている。

2 クリの利用とその特殊性

果実と木材の両者を集中的に利用する点が、縄文時代のクリ利用の特徴である。早期・前期と比較して中期～晩期に果実の大型化が認められる。

縄文時代には竪穴住居の材料として盛んに使われるが、弥生時代には使われなくなる。竪穴住居以外にも、三内丸山の巨大建物や、環状木柱列にもクリが使用される。

花粉分析からも、集落到に居住する時期には、遺跡内のクリ花粉量が遺跡外のそれに比べて激増していることが分かっている。

3 マメ類の栽培化

人間が野生植物の栽培を開始すると、植物は栽培化徴候群と呼ばれるいくつかの遺伝的変化が生じるが、そのなかで最も観察しやすい考古資料は種子の大型化である。野生種であるツルマメは、その栽培種であるダイズに比べてかなり小さい。圧痕レプリカ法により、縄文後期後半に九州や縄文時代中期の中部高地などでダイズが栽培されていたことが判明した。

4 外来植物と栽培：ウルシ

近年、日本列島に生育するウルシ属の種の中から、塗料として利用される漆液が採取できるウルシが特定可能になった。後期の東京都下宅部遺跡で、ウルシを使った杭が多数認められた。この杭には黒い線状の痕跡が巡っていることが注目され、実験の結果、石器で樹液を採取するための傷と確認された。

5 人為生態系・集落生態系の成立

縄文時代の植物栽培についてはクリやウルシ、ダイズ、アズキ、エゴマ、アサ、ヒョウタンなどが挙げられ、それらの栽培は縄文時代前期以降顕在化し、中期にはかなりのところまで進んでいる印象があるが、今後の低湿地遺跡の詳細な分析研究が必要である。植生史と考古学の協業により、集落到に集住する人間の生活を支える機能的な空間（集落生態系）を復原・描画できるようになってきた。

平成30年度研修会 概要 管理部会 要旨

同一賃金同一労働への対応

徳永 康子（社会保険労務士法人ハーモニー 代表社員）

1 働き方改革関連法

平成30年6月29日、参院本会議で「働き方改革関連法案」が可決・成立した。

同法は、雇用対策法、労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正を行う法律の総称である。

I 働き方改革の総合的かつ継続的な推進、II 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等、III 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保の3つを柱としている。

IIの実現のための、年休の年5日取得の義務化、長時間労働者の医師面接指導の時間外労働を月80時間とすること、労働時間把握の義務化、勤務間インターバル制度の普及促進等、来年4月に施行される事項も多いが、本日は様々な雇用形態を抱えている団体の研修会であることを考え、IIIの「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」について説明する。

2 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保について

(1) 誕生の経緯

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」は、同一企業内の正社員と非正規社員の不合理な待遇差を是正することを目的とするもので、不合理な待遇差を事例で示す等、法改正の準備を進める。

(2) パート労働法・労働契約法の再編

平成30年7月に公布された「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する法律」は、有期雇用労働者が法の対象に含まれていないパート労働法の是正と、行政指導のできない労働契約法の改正とを合わせたもの。

事業者は、短時間・有期雇用労働者について、

均等待遇と均衡待遇が求められるようになった。前者は、職務内容と配置が正社員と同一の場合には基本給、賞与その他について同じ待遇を求めるもので、後者は、業務内容と責任の程度、人材活用の仕組み、その他の事情において、正社員と異なる場合、それに応じた合理的な相違を設けるというものである。

(3) 労働者派遣法の改正

労働者派遣法の改正により、派遣元事業主は、派遣労働者が従事する業務ごとの比較対象労働者の賃金その他の待遇に関する情報を事前に提供しない場合は、労働契約が締結できなくなった。また、派遣労働者にも、派遣先の労働者を比較対象とする均等・均衡ルールが適用されるようになった。

3 資料等

参考資料として「同一労働同一賃金ガイドライン」(H28)、「労働政策審議会建議」(H29)、裁判判例資料の説明のあと、2件の質疑応答があり、非正規職員と正規職員の待遇差を、職務や責任等の観点から明確に説明ができるようにすることが必要だと確認した。



平成30年度研修会 概要 調査部会 要旨

千葉県の下地遺跡の調査 ―市川市道免き谷津遺跡の事例を中心として― 蜂屋孝之（公益財団法人千葉県教育振興財団文化財センター 調査第一課長）

千葉県の低地遺跡の調査事例として、市川市道免き谷津遺跡の調査手法と成果を紹介する。

1. 東京外かく環状道路建設に伴う低地遺跡の調査

本道路建設に伴う千葉県内の12遺跡の内、台地上の遺跡が6遺跡、国分谷と呼ばれる谷津内の低地遺跡が3遺跡、砂州上の遺跡が3遺跡である。低地の3遺跡は、道免き谷津遺跡、雷下遺跡、北下遺跡で、いずれもシートパイル内の本調査が実施されたが、低地遺跡の最も難しい点は、表層では遺跡の範囲や深さなどが把握できない点である。

国史跡である堀之内貝塚の南に位置する「道免き谷津」と呼ばれる谷には遺物包含層の存在が予想されていた。工事計画に伴い実施された谷底のボーリング調査結果などから軟弱な土が厚く堆積し、地下水位も高いことが確認されていた。また遺物や遺構が出土する層位が現地表から2m以上も深い場所にあり、また、更に深い層位までの調査が必要であることが把握された。

調査の第1段階は、テレスコピックアーム付の油圧クラムシェルを使用して堆積土をすくい上げ、その土砂の中の遺物の有無を確認し、遺跡範囲を把握することである。

第2段階として遺物が多数確認された地点に、シートパイルを打ち込んで200㎡程度の調査区を11か所設定し、人力による掘削によって、土層と遺構・遺物の詳しい状況を確認した。

上記調査結果から本調査範囲が決定された。第3段階は、平成17年度から開始した本調査である。本調査は外環道本工事の工事計画に合わせて進めていった。表層の掘削は、表土から草本泥炭層上部を掘削し、奈良・平安時代以前の遺物を包含する草本泥炭層下部から調査を開始し、縄文時代の遺物を多量に含む木本質泥炭層を中心に遺構・遺物の調査を進め、縄文海進期の海成砂層に至って終了した。

2. 調査の成果

道免き谷津遺跡から出土した遺物は、旧石器時

代～中・近世の各時代に及んでいる。このうち最も注目されるのは縄文時代の遺構・遺物と当時の環境を復元することができる泥炭層を構成する植物遺体である。珪藻分析では、早期中葉から始まった有楽町海進（縄文海進）は、次第に国分谷に浸入し、海進のピーク時には、堀之内貝塚直下まで浸入してきていることも確認できた。

注目される遺構は、後期後葉から晚期中葉にかけての6基の木組み遺構群である。谷底での活動が転々と地点をかえながら行われていたことが判明した。木組み遺構周辺には、トチの種皮が多量に集積または散布していたことから、トチの実の加工が行われ、灰汁抜き工程を経て食糧となるデンプン精製に至る作業が行われていたのではないかと推測される。木組み遺構の周辺からは敲石や石皿など植物加工の石器が多量に出土していることもそれを裏付けている。

縄文時代の遺物の中でも注目されるのは、漆が施された土器や木製品である。黒漆の下地に赤漆の文様が施されている前期諸磯b式土器が出土しており、漆技術の高さを示している。木製品では、赤漆が施された耳飾や櫛、木製容器などが出土しており注目される。隣接する雷下遺跡からは、最古級の丸木舟や木製品なども出土しており、大きな調査成果を得ることができた。



パイプクラムシェル作業状況

平成 30 年度研修会 概要 現地研修

参加者51名がバス2台に分乗し、下記の2箇所を視察した。

1 千葉市立加曽利貝塚博物館・発掘現場

加曽利貝塚ボランティアガイドの先導で3班に分かれ、約90分間かけて特別史跡加曽利貝塚の説明を受ける。

(1) 特別史跡加曽利貝塚

表面に散布する土器片や貝殻などを確認しながら、直径140mという北貝塚の規模の大きさを実感する。また、住居跡群観覧施設、貝層断面観覧施設で露出展示を見学し、現地で本物を体感できることの重要性を再認識する。



(2) 加曽利貝塚博物館

出土品や調査成果の展示について解説を受ける。友の会等、博物館の支援団体等についても説明。

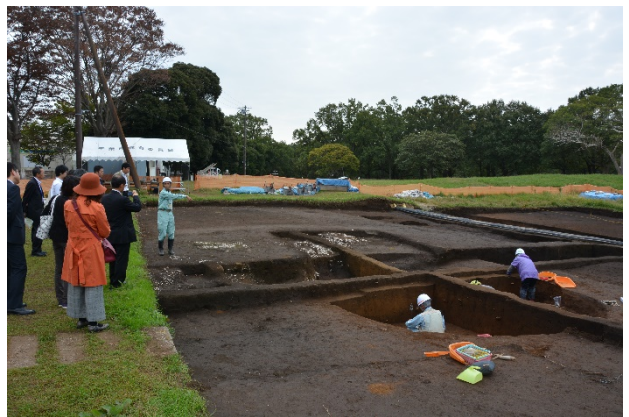


(3) 加曽利貝塚発掘現場

特別史跡加曽利貝塚再整備のための発掘調査。千葉市教育委員会調査担当者からの説明によれば、今回の調査は貝塚終焉の様相解明が目的であり、現在は南貝塚北東部において、昭和39年に調査

された加曽利貝塚調査団によるトレンチの再調査と、そこで検出された晩期の竪穴住居等を調査中。

また、市民への調査成果還元のため、背の低いフェンスで調査区を囲い、毎日時間を区切って解説会を催していること、毎土曜日にはボランティアの協力を得て、石鏃等の微細遺物を採集する「ふるいがけ体験」を実施する等の取組みについても説明を受けた。



2 千葉県立中央博物館

千葉県の自然と歴史をテーマにした県立中央博物館を約1時間かけて自由観覧した。



事務局だより

昨年の総会以降の事務局活動についてお知らせいたします。

1 文化庁への陳情要望活動

文化庁の組織改編が10月1日に行われる直前の9月3日、文化庁にて全国埋蔵文化財法人連絡協議会（以下「全埋協」）と全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会（以下「公立埋文協」）のそれぞれの会長法人が直接要望する機会をいただきました。

文化庁次長室において中岡次長に両協議会会長から直接要望書を手渡した上で要望事項の趣旨説明を行い懇談しました。続いて山崎文化財部長等の各執務室に赴き要望書を手渡しました。その後、会議室にて記念物課の小林課長、禰亘田主任文化財調査官、近江文化財調査官、森先文部科学技官に対し要望内容の説明と懇談を行いました。

全埋協からの要望内容は、大きく次の四点でした。

- ① 法人調査組織運営支援についての都道府県への指導・助言
- ② 発掘調査経費の原因者負担の仕組みの堅持と関係機関との調整
- ③ 埋蔵文化財専門職員の研修制度の充実と人材確保及び育成の推進
- ④ デジタル環境の標準化を統一的に進めるための都道府県への指導・支援及び研修の実施
これに対し記念物課長から、以下のとおり回答をいただきました。

①について。「都道府県への支援については、各府県により法人調査組織をどう位置付けているか、実態はそれぞれ。地方自治のあり方からして文化庁から都道府県に云々言うのは難しい点もあるが、後押しできるところはしっかりとやっていきたい。法人調査組織の役割をよく考え、都道府県とよく連携し、一緒に取り組んで欲しい。埋蔵文化財以外の分野もよろしくお願いたい。」

②について。「長きにわたる課題であると認識している。運用で保っており明確な制度化は難しい。今後も運用していけるよう努めたい。ただし、会計検査等のチェックもあり、経費の内容等は明確に説明できるよう願う。」

③について。「大学との連携、人材確保・育成等については、学生に対する埋蔵文化財行政説明会や初任者対象の基礎講座も開講している。各ブ

ックでも地域の大学と連携して欲しい。研修制度も保護法改正と関連させて検討し、人材確保に努めたい。」

④について、「デジタル技術については、報告書も出した。何が補助の対象になるか相談したい。」

2 役員会の開催

11月29日～11月30日、新体制となって初めての役員会を公益財団法人東京都スポーツ文化事業団東京都埋蔵文化財センターにおいて開催し、平成30年度の事業執行状況についての報告や、平成31年度の事業計画等についての審議が行われました。

当日は、文化庁から森先文部科学技官に出席をいただき、「埋蔵文化財保護行政の現状と課題」と題して講話をいただきました。

平成31年度研修会について

平成31年度の研修会を、平成31年12月12日（木）・13日（金）の両日に開催します。開催法人は公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所、会場はホテルルビノ京都堀川（京都市上京区）です。平成30年度の研修会は、千葉市で10月の後半に実施されました。最も気候の良い秋の開催が理想的なのですが、日本有数の観光都市京都での開催となることから、秋の観光シーズンを避け12月というやや遅い時期に設定しました。

基調講演については立命館大学の木立雅朗先生にお願いしています。演題は「近現代考古学と京都について（仮）」です。地場産業・伝統産業と埋蔵文化財とを絡めたお話がうかがえるようです。分科会と現地研修の内容については未定ですが、平成後最初の研修会が、全国の埋蔵文化財法人にとって、実り多いものであるようにしたいと考えています。

編集後記

96号をお届けします。今号は平成30年度に千葉県千葉市で開催された研修会を中心にお届けいたしました。

今年度の会報編集は兵庫県が担当しました。編集に御協力いただきました皆様、ありがとうございました。